諮問番号：令和２年度諮問第３号

答申番号：令和２年度答申第６号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年９月１９日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

（１）徴収金額について

徴収金額の総額の出所が不明である。保護期間中に働いて得た収入全てを処分庁に払うよう説明があった。別の日には、入院手術の費用６０万円を返すよう話があった。後者が正しいのであれば、医療費の高額療養費の自己負担限度額を超える部分の金額は減額してほしい。

徴収金額算定書によると、毎月の医療扶助費用を返すように言っているが、高額医療の自己負担限度額をも超える金額の医療費を徴収しようとしている。昨年であれば限度額適用認定もできたのに、今頃見せるとは理不尽である。国民皆保険加入の制度の枠を外れた弱者に対し、高額療養費の自己負担限度額をも超える毎月の金額を徴収しようとしている事も納得できない。

審査請求人に、収入があるのに生活保護を受けた月と金額は、平成２９年６月から平成３０年７月の合計１４ヶ月間で１５４万円（１１万円×１４月）であり、処分庁が言うところの総支給２，７７１，９５８円を受けてはいない。生活保護費支給額２，０３９，９３０円も受給していない。１５４万円返すと言うなら理解できるが２００万円を超える金額はおかしい。

収入分を払うのならば給料が全て収入ではない。必要な経費もいる。

（２）収入申告について

無申告の旨決定がなされているが、保護期間中の収入は市に対して収入を申告して市民税も収めている。無申告とは言えない。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）徴収金額の算定について

処分庁は、課税調査により判明した審査請求人の未申告就労収入について、就労開始日の翌月以降の各月の就労収入から必要経費を除いた額を収入認定したものとして得られる扶助額と、支給済みの各月の保護費（医療費を含む。）との差額（過支給額）の合計額を徴収金額として決定したものと認められる。

審査請求人は、給与（就労収入）は全額が収入ではなく、必要経費を認めるべきと主張しているが、処分庁は、生活保護問答集について（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問１３の２３の答（３）に照らし、給与収入から雇用保険料、所得税及び住民税の必要最小限の実費について控除を行っていることが認められ、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、高額医療費の自己負担限度額を超える金額を徴収しようとしていることに納得できないと主張しているが、医療扶助（医療の給付）は全額保護費で賄われており、被保護者に対して現物給付されたものを金銭に換算して対象額を算出するものと解されていることから、審査請求人の主張は採用できない。

（２）収入申告について

審査請求人は、住民税を支払っているので、収入について無届ではない旨主張しているが、被保護者は収入の変動等があった際は、保護の実施機関又は福祉事務所長に対し届出を行うことが義務付けられているのであり（法第６１条）、給与所得に係る住民税の徴収税額が決定されていることをもって法に定める収入申告があったものと認めることはできない。

また、審査請求人は、就労開始以降も、収入申告書及び就労活動状況報告書の提出を毎月行っているが、収入はなく、かつ、求職活動中である旨の記載をして処分庁に提出していることが認められるところ、課税調査により審査請求人が就労収入を得ていることが判明したものであることから、問答集問１３の１に照らし、審査請求人が提出した就労収入がない旨の収入申告書に虚偽があり、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものとして、法第７８条による徴収の適用が妥当であるとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は見当たらず、審査請求人の主張は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年６月　４日　　　諮問書の受領

令和２年６月　５日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：６月１９日

口頭意見陳述申立期限：６月１９日

令和２年６月１８日　　　第１回審議

令和２年７月　３日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第６１条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と定めている。

（２）法第７８条第１項は、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に１００分の４０を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。」と定めている。

（３）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の３（１）アは、勤労（被用）収入として、「（ア）官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること。」「（イ）勤労収入を得るための必要経費としては、（４）によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること。」と記している。

（４）次官通知の第８の３（４）は、「（１）のアからウまでに掲げる収入を得ている者については、勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること。（後略）」と記している。

（５）問答集の問１３の１「収入申告が過少であったりあるいは申告を怠ったため扶助費の不当な受給が行われた場合については、法第６３条による費用の返還として取り扱う場合と法第７８条による徴収として取り扱う場合の二通りが考えられるが、どういう場合に法第６３条又は法第７８条を適用すべきか、判断の標準を示されたい。」の答は、法第７８条によることが妥当な場合として、「（ｄ）課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書又は資産申告書が虚偽であることが判明したとき。」と記している。

（６）問答集の問１３の２３「法第６３条及び法第７８条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。」の答（３）は、法第７８条を適用する場合として、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。（後略）」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２２年１月１５日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成２９年４月から平成３０年７月まで、審査請求人は、処分庁に対して収入申告書及び求職活動状況報告書を提出した。収入申告書には、収入に関する記載は無い。平成２９年４月分の求職活動状況報告書には、仕事を探したところ・方法として「新聞求人欄」「タウンワーク誌」との記載があり、同年５月分以後の報告書（平成３０年２月分を除く。）にも同様あるいは類似の記載がある。

（３）課税調査により、審査請求人に未申告の就労収入が発覚したため、処分庁は、平成３０年８月１６日に審査請求に来庁を求め、就労に関する事実確認を行ったところ、平成２９年４月１日から知人の紹介で○○○○○○○○○○株式会社大阪支店にて就労していたとの報告があった。

（４）平成３０年８月２４日及び同年９月１０日に、審査請求人から処分庁に対して、給与支給明細書及び採用証明書の提出があった。

（５）平成３０年９月１９日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

（６）平成３０年１０月９日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）法第７８条第１項の適用について

審査請求人は、住民税を支払っているので、収入について無届けではない旨主張する。

しかしながら、法第６１条により、被保護者は、収入等に変動があったときは、速やかに保護の実施機関又は福祉事務所長に届け出ることが義務付けられており、給与所得に係る住民税の徴収税額が決定されていることをもって、同条に規定する届出があったものと認めることはできない。

審査請求人が、平成２９年４月から平成３０年７月まで毎月提出していた収入申告書には、審査請求人が実際には平成２９年４月１日から就労して毎月収入を得ていたこと、及びその金額に関する記載は無く、処分庁による課税調査により審査請求人が就労収入を得ていることが判明したものであり、それゆえ、提出された収入申告書には虚偽があったものと認められる。また、審査請求人が毎月提出していた収入申告書の裏面には、「不実の申告をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第８５条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。」と記載されている。さらに、平成２９年４月から平成３０年７月まで毎月提出していた求職活動状況報告書には、求職中であるかのような記載がされており、故意に不実の申請を行ったものと認められる。審査請求人が平成２９年４月から平成３０年７月までの期間に毎月このような虚偽の収入申告書及び求職活動状況報告書を提出していたことは、前記１の（５）の問答集の問１３の１も勘案すれば、法第７８条第１項に規定する「不実の申請その他不正な手段により保護を受け」たものに該当するとして、同項による徴収が妥当であるとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（２）必要経費の控除について

審査請求人は、給料の全てを収入として認定するのではなく、必要経費を控除すべきであると主張する。

前記１（４）の次官通知では、収入認定に際し、勤労に伴う必要経費として基礎控除額を認定することを記しているが、本件処分は、審査請求人の得た勤労収入に係る基礎控除相当額も徴収対象としている。この点につき、最高裁平成３０年１２月１８日判決は、「法７８条も、保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者がその収入の状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきである。」「勤労収入は、本来、被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきものである。そして、基礎控除は、被保護者が勤労収入を適正に届け出た場合において、勤労収入に係る額の一部を収入の認定から除外するという運用上の取扱いであるところ、上記のとおり、保護は、保護受給世帯における収入、支出その他生計の状況についての適正な届出を踏まえて実施されるべきものであるから、そのような届出をせずに、不正に保護を受けた場合にまで基礎控除の額に相当する額を被保護者に保持させるべきものとはいえず、これを法７８条に基づく徴収の対象とすることが同条の上記趣旨に照らし許されないものではない。」と判示している。審査請求人は、就労収入についての適正な届出をせずに不正に保護を受けたことを理由に法第７８条に基づく処分を受けたことから、上記判決の趣旨に照らせば、基礎控除の額に相当する額を法第７８条に基づく徴収の対象とした本件処分が違法又は不当であるとまでは言えない。

そして、前記１（６）の問答集では、不正に保護を受給した者に対しては、必要最小限の実費を除き全て徴収の対象とすべきであると記しているが、処分庁は、本件処分において、勤労収入を得るための必要最小限の実費として、雇用保険料の額及び所得税額について控除を行ったものと認められる。

以上のとおり、処分庁が行った必要経費の控除の取扱いについて違法又は不当な点があるとは言えない。

（３）医療扶助について

審査請求人は、高額医療費の自己負担限度額を超える金額を徴収しようとしていることに納得できないと主張している。

しかしながら、医療扶助（医療の給付）は全額保護費で賄われており、被保護者に対して現物給付されたものを金銭に換算して法第７８条に基づく徴収の対象額を算出するものと解されていることから、審査請求人の主張は採用できない。

（４）徴収金額の決定について

審査請求人は、徴収金額の算定についての不服を主張する。

しかしながら、前記（２）及び（３）のとおり、課税調査により判明した審査請求人の未申告就労収入について、就労開始日である平成２９年４月１日の翌月である同年５月から平成３０年７月までの各月の就労収入から前記（２）のとおり処分庁が必要最小限の実費として認めた必要経費を除いた額を収入認定したものとして得られる扶助額と、支給済みの各月の保護費（医療費を含む。）との差額（過支給額）の合計額を徴収金額として決定したものであり、処分庁の判断に誤りはないものと認められる。

（５）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　船戸　貴美子

委員　　　　　前田　雅子